

(別添)

中国向け輸出水産食品の取扱要領（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号別紙）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日)平成 25 年 10 月 17 日 (最終改正日)令和 元年 10 月 3 日</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保管施設 (CS : Cold Store) : 中国政府に登録された日本国内の加工施設若しくは<u>日本国籍の船舶</u>で加工された中国向け輸出水産食品又は中国政府に登録された海外の加工施設若しくは<u>外国籍の船舶</u>で加工され輸入された中国向け輸出水産食品 (以下「輸入品」という。)の保管のみを行う施設</p> <p>(4) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 衛生証明書発行機関 : 最終加工施設 (<u>日本国籍の船舶</u>で加工されたもの又は輸入品にあっては最終保管施設)を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、衛生証明書を発行する機関</p> <p>(13) ~ (14) (略)</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書発行機関 衛生証明書を発行する機関は、最終加工施設 (<u>日本国籍の船舶</u>で加工されたもの又は輸入品にあっては最終保管施設)を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。</p> <p>6. ~ 9. (略)</p>	<p>(作成日)平成 25 年 10 月 17 日 (最終改正日)平成 30 年 11 月 7 日</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保管施設 (CS : Cold Store) : 中国政府に登録された日本国内の加工施設で加工された中国向け輸出水産食品又は中国政府に登録された海外の加工施設若しくは船舶で加工され輸入された中国向け輸出水産食品 (以下「輸入品」という。)の保管のみを行う施設</p> <p>(4) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 衛生証明書発行機関 : 最終加工施設 (輸入品にあっては最終保管施設)を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、衛生証明書を発行する機関</p> <p>(13) ~ (14) (略)</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書発行機関 衛生証明書を発行する機関は、最終加工施設 (輸入品にあっては最終保管施設)を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。</p> <p>6. ~ 9. (略)</p>

(別添 3)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

1. 衛生証明書発行申請書(別紙様式8-1)について

(1) (略)

(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種(学名)が判明する程度に加工された製品(以下「簡易な加工品」という。)の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」(学名記載が困難な場合に限る。)の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に***を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

- ・生産分類(養殖/天然)が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない(輸入品も同様)。
- ・生産分類(養殖/天然)は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない(輸入品も同様)。
- ・捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に***を記載すること。
- ・養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には***を記載すること。
- ・加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。
- ・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類(以下「生鮮品」という。)の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類(以下「冷凍品」という。)の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥加工施設名(登録番号)及び住所」については、最終加工施設を記載すること。輸出水産食品が日本国籍の船舶で加工されたもの又は輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終加工を行った船舶又は海外の登

(別添 3)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

1. 衛生証明書発行申請書(別紙様式8-1)について

(1) (略)

(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種(学名)が判明する程度に加工された製品(以下「簡易な加工品」という。)の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」(学名記載が困難な場合に限る。)の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に***を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

- ・生産分類(養殖/天然)が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない(輸入品も同様)。
- ・生産分類(養殖/天然)は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない(輸入品も同様)。
- ・捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に***を記載すること。
- ・養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には***を記載すること。
- ・加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。
- ・捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類(以下「生鮮品」という。)の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類(以下「冷凍品」という。)の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥加工施設名(登録番号)及び住所」については、最終加工施設を記載すること。輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶(登録番号)を記載すること。

録施設又は船舶（登録番号）を記載すること。

「⑦保管施設名（登録番号）及び住所」については、最終加工施設から別の保管施設を経由せずに輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設」、最終加工施設から別の保管施設を経由して輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設に加え最終保管施設」を記載すること。

「⑨コンテナ番号」については、申請時までには判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までには判明しない場合、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑮生産年月日」については、申請品目中年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑯出発地」及び「⑰到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

(1) 輸出者が実施すべき事項

・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。

・ 衛生証明書は両面印刷の1枚とし、表面は「⑧Methods of Transportation」まで、裏面は「⑨Container Number」から始まるよう印刷すること。

・ 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。

・ 「Country of production」については、日本国籍の船舶により漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japanと記載すること。輸入品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程なし。）には、当該水産食

「⑦保管施設名（登録番号）及び住所」については、最終加工施設から別の保管施設を経由せずに輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設」、最終加工施設から別の保管施設を経由して輸出する場合は「⑥に記載した最終加工施設に加え最終保管施設」を記載すること。

「⑨コンテナ番号」については、申請時までには判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までには判明しない場合、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。

「⑮生産年月日」については、申請品目中年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑯出発地」及び「⑰到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

(1) 輸出者が実施すべき事項

・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。

・ 衛生証明書は両面印刷の1枚とし、表面は「⑧Methods of Transportation」まで、裏面は「⑨Container Number」から始まるよう印刷すること。

・ 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。

・ 「Country of production」については、国内で漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japanと記載すること。外国から国内へ輸入された水産食品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程なし。）には、

<p>品の原産国名を英語で記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「④Product Classification（生産分類）」については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には***を記載すること。 ・「⑤Methods of Manufacture or Processing（加工方法）」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載すること。 <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>当該水産食品の原産国名を英語で記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「④Product Classification（生産分類）」については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には***を記載すること。 ・「⑤Methods of Manufacture or Processing（加工方法）」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載すること。 <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p>
--	---